

証券コード 9422  
平成21年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
取締役社長 寺 本 一 三

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月17日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、別途36頁記載の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、上記の行使期限までにご行使ください。

※ 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月18日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号  
恵比寿ザ・ガーデンルーム  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 株主総会の目的である事項

**報告事項** 第12期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告  
および計算書類の報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役賞与支給の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役5名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

---

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。）

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.itcnetwork.co.jp/>）において掲載することによりお知らせいたします。

# 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国サブプライムローンに端を発する金融危機によって、第2四半期以降急速に悪化し、輸出業種を中心に企業業績が大幅に落ち込み、それにより雇用環境が悪化、そのため個人消費が低迷するという、極めて厳しい状況で推移しました。

当社が事業活動を行う携帯電話業界におきましては、通信キャリアが期間拘束型の割引サービス等のお客様囲い込み施策を積極的に展開し、また多様化するお客様の価値観やライフスタイルに合わせたサービス・端末の開発に積極的に取組んだ結果、個人の2台目需要や法人需要の新たな開拓が進みました。しかし、景況感の悪化によって消費マインドは冷え込んでおり、平成20年度の携帯電話等の国内出荷台数は3,585万台（社団法人電子情報技術産業協会調べ）と前年同期比30.7%減少しました。

このような事業環境のなか、当社は、平成20年7月、株式会社日立モバイルの移動体通信事業（以下、日立モバイル）を会社分割により承継し、両社の法人営業・ショップ運営ノウハウの交流による統合シナジーを追求しました。このM&Aと、端末販売方式の変更により大手カメラ／家電量販店、キャリア認定ショップ、法人の主要チャネルに収斂しつつある市場の変化とが相まって、当社販売台数は前年同期比8.8%減の163万台と、市場の落ち込みの影響を軽減することができました。

当事業年度の売上高は、端末販売方式の変更による売上高計上方法の変更および販売台数の減少により、1,296億52百万円と前年同期比14.6%の減収となりましたが、売上総利益は、日立モバイル承継と法人事業の伸張に加え、端末販売方式の変更による不採算な廉価販売の減少と、特に第4四半期の年度末商戦にかけての通信キャリアの販売促進強化により、273億17百万円と前年同期比28.7%の増益となりました。営業利益は、日立モバイルの承継によるのれんの負担や統合コストの一時的な発生等があったものの、52億33百万円（前年同期比9.7%増）、経常利益は52億97百万円（同7.7%増）と、それぞれ過去最高益となりました。当期純利益は、前事業年度では抱合せ株式消滅差益1億36百万円が発生していたこと、当事業年度での投資有価証券評価損82百万円の発生および減損損失の増加により、25億55百万円（同11.6%減）となりました。

## (コンシューマ事業)

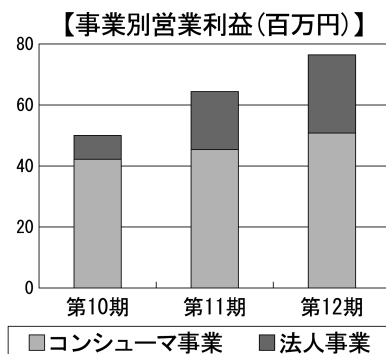
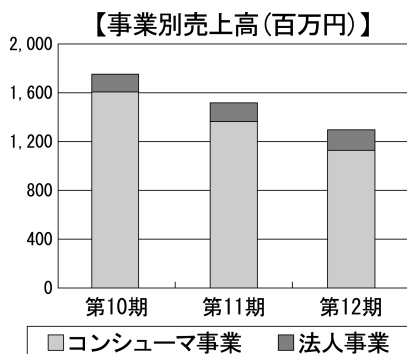
キャリア認定ショップを10店新設すると共に、移転・改装を積極的に行いました。また取引先大型量販店の出店等にあわせて販売支援体制を拡張しました。さらに、運営するドコモショップ内で株式会社リアル・フリースの「アマダナ」ブランドの携帯電話周辺機器の取扱いを開始し、当社販売拠点の集客力を強化しました。

当事業年度の売上高は、端末販売方式の変更による売上高計上方法の変更および販売台数の減少により1,128億46百万円（前年同期比17.2%減）となり、営業利益（間接部門経費配賦前）は、通信キャリアの販売促進強化などにより50億81百万円（同11.9%増）となりました。

## (法人事業)

携帯電話の通信コスト・管理コスト削減を切り口に、管理業務のアウトソースサービスである「マネージドサービス」や回線管理サービスである「E-PORTER」の契約獲得に注力しました。当事業年度末の「E-PORTER」の契約回線数は、24万4千回線と前年同期比42.9%増加しました。また、日立モバイルの重要な顧客基盤であった日立製作所グループ企業の囲い込みを推進しました。

当事業年度の売上高は168億5百万円（前年同期比9.4%増）、営業利益（間接部門経費配賦前）は25億63百万円（同35.1%増）と大幅な増益となりました。



## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は11億68百万円であり、直営キャリア認定ショップの開設およびシステム関連投資が主体であります。

## (3) 対処すべき課題

### ① お客様基盤拡大と収益力向上

コンシューマ事業においては、お客様視点での接客やお客様に選んでいただける店舗作りを継続することでお客様のリピート来店を促進し、法人事業においては、営業組織やインフラの拡充により囲い込み回線の増加を図ります。

また、日立モバイルとの統合効果を最大限に引き出すべく、ショップ運営ノウハウや法人営業スキルを共有することで収益を極대화します。

### ② 業務連携の強化と規模拡大

二次代理店との販売施策の統一や業務品質の向上支援により、収益性の高い強固な協業関係を構築します。また、中小代理店の二次店化、量販店との全国取引拡大、大型M&Aなどの機会を積極的に創出し、引き続き規模の拡大を目指します。

### ③ 収益源泉の多様化

ショップ店頭での取扱商品の拡充や、マネージドサービスをはじめとした法人に対する様々な新商材販売・独自サービス提供を通じて、通信キャリアからの手数料収入以外のお客様からの直接収益を拡大させます。

また、当事業年度に開始した携帯電話ビジネスの周辺事業を黒字化へ向けて成長軌道に乗せるとともに、引き続き社内資源を有効活用した新たなビジネス展開を模索します。

### ④ コスト構造の見直し

販売台数の大幅な増加が見込まれない事業環境においても継続的な成長を実現するために、組織間の非効率を廃しゼロベースでコスト構造を見直すことで、効率的な事業運営体制を再構築します。

### ⑤ ES（従業員満足）とCSR

従業員が目標を持ち達成感を味わうことができる仕組みを各現場の中に作り込むことで、一人ひとりが成長を実感し輝ける職場にしていきます。また、従業員全員が環境・リサイクル、障がい者雇用等へ高い関心と自覚を持ち、社会貢献活動を推進します。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

項 目	第9期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	第10期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	第11期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	第12期(当事業年度) 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
売 上 高(百万円)	187,213	175,266	151,733	129,652
経 常 利 益(百万円)	3,708	4,157	4,917	5,297
当期純利益(百万円)	2,351	2,371	2,890	2,555
1株当たり当期純利益(円)	24,131.60	21,380.25	26,022.77	22,987.97
総 資 産(百万円)	36,813	40,002	34,674	38,390
純 資 産(百万円)	12,025	12,945	14,697	16,019
1株当たり純資産(円)	108,267.23	116,707.75	132,267.20	144,100.10

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式数に基づき算出しております。  
 3. 第10期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社は伊藤忠商事株式会社であり、当社の株式を60.71%（出資比率）保有しております。

当社は親会社から出向社員6名を受け入れております。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。なお、平成20年7月1日付で全額出資子会社のITCモバイル株式会社を吸収合併いたしました。

#### (6) 主要な事業内容

事 業 名	事 業 内 容
コンシューマ事業	コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供および携帯電話端末等の販売
法 人 事 業	法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供および携帯電話端末等の販売、携帯電話を利用したマーケティング・ソリューションの提供、コンビニエンスストアに対するプリペイド携帯電話の卸売およびプリペイドサービスの提供

## (7) 主要な事業所

### ① 営業所等

本 社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
菊川事業所（物流・開通センター）	東京都墨田区
北 海 道 支 社	北海道札幌市豊平区
東 北 支 社	宮城県仙台市青葉区
北 陸 支 社	石川県金沢市
東 海 支 社	愛知県名古屋市中区
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区
中 国 支 社	広島県広島市中区
四 国 支 社	香川県高松市
九 州 支 社	福岡県福岡市中央区
新 宿 ビジネスセンター	東京都新宿区
日 本 橋 ビジネスセンター	東京都中央区
赤 坂 ビジネスセンター	東京都港区
茨 城 ビジネスセンター	茨城県ひたちなか市

### ② 店舗

北 海 道 地 区	5店舗	関 西 地 区	13店舗
東 北 地 区	3店舗	中 国 地 区	4店舗
北 陸 地 区	1店舗	四 国 地 区	4店舗
関 東 甲 信 越 地 区	68店舗	九 州 地 区	3店舗
東 海 地 区	15店舗	合 計	116店舗

(注) 上記の当社が所有または賃借する店舗のほか、二次代理店に運営を委託している66店舗があります。

## (8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
1,731名	585名	31.6歳	2.1年

- (注) 1. 上記人数には派遣社員を含んでおりません。  
2. 前事業年度末に比し585名増加しましたのは、主として当社全額出資子会社であったITCモバイル株式会社が、株式会社日立モバイルの移動体通信事業を平成20年7月1日付で会社分割（吸収分割）の方法により承継し、同日付で当社が同社を吸収合併したことによるものであります。

#### (9) 主要な借入先

当事業年度末現在の借入金や社債の残高はありません。

資金調達の効率化および安定化を図るため、金融機関6行と総額110億円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しておりますが、当事業年度末現在未使用となっております。

#### (10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、「配当性向40%超」を基本方針としております。このため当事業年度においては、1株当たり10,600円（中間5,300円、期末5,300円）、配当総額は約11億78百万円、配当性向は46.1%を予定いたします。

なお、内部留保につきましては、新規販路拡大や事業展開資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 384,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 111,171株
- (3) 株 主 数 5,829名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	67,490 株	60.71%
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	5,169 株	4.65%
ドイツェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリティー クライアソツ 613	2,631 株	2.37%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,315 株	2.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,810 株	1.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	1,647 株	1.48%
I T C ネットワーク社員持株会	1,399 株	1.26%
株 式 会 社 南 日 本 銀 行	596 株	0.54%
エイチエスピーシー ファンド サービスズ クライアソツ アカウソツ 500 ビー	578 株	0.52%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	537 株	0.48%
計	84,172 株	75.71%

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する状況

当社役員が保有している新株予約権の状況

平成17年4月11日開催の臨時株主総会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額  
払込を要しない。
- ② 新株予約権の行使価額  
1個につき170,000円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - i) 上場日より1年を経過した日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日を開始日とし、株式の上場日より5年間経過する日までの期間に新株予約権を行使することができる。
  - ii) 新株予約権の行使は1年間に割り当てられた新株予約権の数の2分の1を上限とする。
  - iii) 新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を保有していることを要する。
  - iv) その他の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間  
平成19年4月11日から平成27年3月31日までとする。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	88個	普通株式 88株	3人

(注) 社外取締役および監査役は保有しておりません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
寺本一三	代表取締役社長	
金子信幸	専務取締役 (営業第一部門・営業第二部門・営業第四部門管掌)	
渡辺厚志	専務取締役 (機能部門管掌)	
前泉康一	常務取締役 (営業第三部門管掌)	
新宮達史	取締役	
菊島範一	常勤監査役	
遠藤隆	監査役	弁護士
大滝史博	監査役	公認会計士
浅倉靖	監査役	

- (注) 1. 取締役新宮達史氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役遠藤隆、大滝史博および浅倉靖の3氏は社外監査役であります。  
 3. 新宮達史氏は、平成20年6月19日開催の株主総会において新たに取締役に選任され、同日付で就任しております。  
 4. 浅倉靖氏は、平成20年6月19日開催の株主総会において新たに監査役に選任され、同日付で就任しております。  
 5. 菊島範一氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものであります。  
 6. 大滝史博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものであります。  
 7. 高田和昭氏は、平成20年6月19日開催の株主総会において取締役(社外取締役)を退任しております。  
 8. 長島秀昭氏は、平成20年4月1日付で一身上の都合により監査役(社外監査役)を辞任しております。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	報酬限度額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	120百万円 (3百万円)	100百万円 (取締役賞与および使用人兼務取締役の 使用人給与は含まない)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	32百万円 (13百万円)	40百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には第12期定時株主総会において決議予定の賞与27,498,400円を含めております。  
 2. 当事業年度中に退任した社外取締役1名、社外監査役1名につきましては、無報酬のため支給人員に含めておりません。  
 3. 当事業年度におきましては使用人兼務取締役はおりません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役新宮達史氏は、伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー モバイル&ワイヤレス部長であります。監査役浅倉靖氏は、同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 宇宙・情報・マルチメディア事業統括部 事業統括チーム長であります。同社は当社の親会社であります。

#### ② 他の会社の社外役員との兼任状況

- ・取締役新宮達史氏は、株式会社ナノ・メディア、アシュリオン・ジャパン株式会社の社外取締役であります。
- ・監査役遠藤隆氏は、株式会社ファミリーマートの社外監査役であります。
- ・監査役浅倉靖氏は、伊藤忠アビエーション株式会社、キャプラン株式会社の社外監査役であります。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、毎月1回開催される定例取締役会および臨時取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、原則として毎月1回以上開催される監査役会に出席し、常勤監査役から重要会議の状況のほか監査の実施状況について報告を受け、経営全般の監視および検証を行いました。新宮達史氏は主として通信・メディア業界に関する知見と経験に基づき議案を審議し、浅倉靖氏は主として事業管理やリスク管理に関する見識に基づく意見を表し、遠藤隆氏は弁護士として、大滝史博氏は公認会計士として、それぞれ法律および会計に関する専門的見地から発言を行っております。

区 分	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数／在任中回数	出 席 率	出席回数／在任中回数	出 席 率
取締役 新宮達史	13／13	100%	—	—
監査役 遠藤 隆	16／16	100%	16／16	100%
監査役 大滝史博	16／16	100%	16／16	100%
監査役 浅倉 靖	13／13	100%	13／13	100%

(注) なお、これとは別に、会社法第370条および定款第19条第3項の定めに従い、取締役が提案された決議の目的事項について同意の意思表示を行い、取締役会の承認決議があったものとみなしたことが3回あり、在任時の各監査役はそれについて異議を述べませんでした。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

取締役新宮達史氏、監査役大滝史博氏および浅倉靖氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 41百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 43百万円

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の遂行に関する体制を特に考慮し、監査役と綿密な連携を取りつつ解任または不再任の決定を行うこととしております。

## 6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コーポレート・ガバナンス

- a) 取締役会は、法令および定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- b) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令および定款その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- c) 代表取締役および会社の業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役に報告する。
- d) 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』および『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

ロ. コンプライアンス

- a) 『企業理念』および『ITCN企業行動基準』を定め、取締役および使用人はこれに則り行動するものとする。
- b) チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『ITCNグループコンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。
- c) 『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。
- d) 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
- e) コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜および定期的に確認し、見直すものとする。
- f) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。

ハ. 財務報告の適正性確保のための体制

『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

ニ. 内部監査

社長直轄の内部監査部を設置し、各部署における法令、定款および社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』に基づく内部監査を実施し、社長に対してその結果を報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。
- ロ. 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 取引リスク（与信）限度額の設定、投融资や大口取組方針への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、必要なリスク管理体制および管理手法を整備する。
- ロ. 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「組織的リスクマネジメント制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項はCSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。
- ロ. 『組織分掌・権限責任規程』等各種社内規程を整備することによって、社長から委譲された各役職者の権限および責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。
- ハ. 中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社および各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。計画達成度は組織の業績評価を通じて従業員の賞与に連動させる。
- ⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理および経営指導にあたるとともに、『ITCNグループコンプライアンスプログラム』の徹底に努める。また、子会社には原則として取締役および監査役を派遣して業務執行が適正に行われているかを監視する。
- ロ. 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人数、人選、専任・兼務の別、執務の場所等について監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
- ⑦ 監査役がその職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項  
イ. 監査役がその職務を補助する使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。  
ロ. 当該使用人の人事評価は監査役が行うものとし、その他人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議を行い、その意見を求めることとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
イ. 取締役は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について監査役に対して報告する。報告の方法は、取締役会、マネジメント・コミッティ等の重要会議への出席（欠席の場合の議事録回付を含む）、報告書の回付、書面もしくは口頭による個別の報告とする。  
ロ. 使用人は、①当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、②重大な法令または定款に違反する事実について、監査役に対して直接報告することができる。
- ⑨ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
イ. 社長と監査役との定期的な意見交換会を実施する。  
ロ. 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換および連携を図る。  
ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。



# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>27,546</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,743</b>
現金及び預金	696	買掛金	7,966
売掛金	15,796	未払代理店手数料	2,642
商品及び製品	5,067	未払金	4,867
原材料及び貯蔵品	13	未払費用	1,687
前払費用	311	未払法人税等	1,598
繰延税金資産	984	前受金	7
未収入金	4,604	預り金	919
預け金	73	前受収益	80
その他	0	賞与引当金	1,660
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	28
<b>固定資産</b>	<b>10,843</b>	その他の引当金	23
<b>有形固定資産</b>	<b>1,530</b>	その他	260
建築物	799	<b>固定負債</b>	<b>627</b>
構築物	51	退職給付引当金	564
工具、器具及び備品	679	役員退職慰労引当金	22
<b>無形固定資産</b>	<b>3,805</b>	その他	39
のれん	3,389	<b>負債合計</b>	<b>22,370</b>
ソフトウェア	405	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	10	<b>株主資本</b>	<b>15,960</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,507</b>	資本金	2,721
投資有価証券	214	資本剰余金	3,123
関係会社株式	30	資本準備金	3,123
長期前払費用	43	<b>利益剰余金</b>	<b>10,115</b>
敷金及び保証金	2,380	利益準備金	5
繰延税金資産	2,789	その他利益剰余金	10,110
その他	89	特別償却準備金	22
貸倒引当金	△39	別途積立金	2,469
		繰越利益剰余金	7,618
		評価・換算差額等	59
		その他有価証券評価差額金	59
		<b>純資産合計</b>	<b>16,019</b>
<b>資産合計</b>	<b>38,390</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>38,390</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成20年 4月 1日)  
(至 平成21年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高	81,320	
商 品 売 上 高	48,331	129,652
手 数 料 収 入		
売 上 原 価	5,552	
商 品 期 首 た な 卸 高	962	
合 併 に よ る 商 品 受 入 高	85,204	
当 期 商 品 仕 入 高	91,720	
商 品 期 末 た な 卸 高	5,188	
商 品 評 価 損	121	
商 品 売 上 原 価 合 計	86,653	
代 理 店 手 数 料	15,682	102,335
売 上 総 利 益		27,317
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,083
営 業 利 益		5,233
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	7	
受 取 保 険 金	6	
販 売 コ ン テ ン ト 関 連 収 入	11	
店 舗 移 転 等 支 援 金 収 入	44	
そ の 他 収 入	31	110
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20	
固 定 資 産 除 却 損	22	
そ の 他 損 失	4	46
経 常 利 益		5,297
特 別 利 益		0
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	80	
固 定 資 産 除 却 損 失	16	
減 損 損 失	180	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	82	360
税 引 前 当 期 純 利 益		4,936
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,611	
法 人 税 等 調 整 額	△229	2,381
当 期 純 利 益		2,555

# 株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)  
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金
前 期 末 残 高	2,716	3,119	5	68	2,469	6,195
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	4	4	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△45	—	45
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△ 1,178
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	2,555
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	4	4	—	△45	—	1,422
当 期 末 残 高	2,721	3,123	5	22	2,469	7,618

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金合計			
前 期 末 残 高	8,738	14,574	122	14,697
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	8	—	8
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	△ 1,178	△ 1,178	—	△ 1,178
当 期 純 利 益	2,555	2,555	—	2,555
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	△ 63	△ 63
当 期 変 動 額 合 計	1,377	1,385	△ 63	1,321
当 期 末 残 高	10,115	15,960	59	16,019

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの 決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(会計方針の変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ9百万円減少しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産については定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建	物	2～20年
工具、器具及び備品		2～20年

#### (2) 無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数については次のとおりであります。

のれん	5年
ソフトウェア	3～5年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

##### a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

##### b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

#### (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 固定資産除却等引当金 店舗の移転・閉鎖に伴う固定資産の除却等に備えるため、固定資産除却損等の見込額に基づき計上しております。

なお、固定資産除却等引当金は、その他の引当金に含まれております。

#### (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

- (6) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は、平成18年6月22日をもって役員退職慰労金制度を廃止しましたが、制度廃止日までの役員退職慰労金相当額は、各役員それぞれの退任時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (2) 記載金額は、表示単位未満は端数を切り捨てて表示しております。

#### 重要な会計方針の変更

##### リース取引に関する会計基準等

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

#### 貸借対照表に関する注記

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                  | 1,841百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く) |          |
| 短期金銭債務                             | 7百万円     |

#### 損益計算書に関する注記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 関係会社との取引高    |   |
| 営業取引による取引高      |   |
| 売上高             | 5百万円  |
| 販売費及び一般管理費      | 54百万円   |
| 2. 減損損失         |   |
| (1) 減損損失を認識した資産 |   |
| ① コンシューマ事業      |   |
| 用途              | 店舗及び支社設備  |
| 種類              | 建物、構築物、工具、器具及び備品、及び長期前払費用等                                |
| 場所              | 店舗及び支社(北海道、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、愛知県、京都府、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県) |
| ② 管理部門          |   |
| 用途              | 本社  |
| 種類              | 工具、器具及び備品及びソフトウェア   |
| 場所              | 本社(東京都)   |

(2) 減損損失に至った経緯

当該資産につき、将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の帳簿価額の回収可能性が認められないこととなったため及び現行システムの更新の決定のため、帳簿価額全額を減額いたしました。

(3) 減損損失の内訳

①コンシューマ事業

建物	88百万円
構築物	6
工具、器具及び備品	52
長期前払費用	11
その他	5
計	164百万円

②管理部門

工具、器具及び備品	3百万円
ソフトウェア	12
計	15百万円

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、各支社、それら以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、管理部門においては、現行システムの更新が決定した資産群を資産グループとしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	111,123	48	-	111,171

(注) 普通株式の株式数の増加48株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	588	5,300	平成20年 3月31日	平成20年 6月20日
平成20年10月29日 取締役会	普通株式	589	5,300	平成20年 9月30日	平成20年 12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成21年6月18日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	589	5,300	平成21年 3月31日	平成21年 6月19日

(注) 平成21年6月18日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記の通り提案する予定であります。

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 1,174株

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、社内積立による退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△697百万円
未認識過去勤務債務	25
未認識数理計算上の差異	107
退職給付引当金	△564百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	148百万円
利息費用	7
過去勤務債務の費用処理額	15
数理計算上の差異の費用処理額	30
退職給付費用	202百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.5%
過去勤務債務の処理年数（発生した事業年度より費用処理）	5年
数理計算上の差異の処理年数（発生した事業年度より費用処理）	5年

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	
賞与引当金	675百万円
未払事業税	129
未払費用	134
商品評価損	20
その他	25
繰延税金資産合計	984百万円

(固定資産)

繰延税金資産	
退職給付引当金	229百万円
役員退職慰労引当金	9
貸倒引当金	16
減価償却費	209
減損損失	111
のれん	2,280
その他	20
繰延税金資産小計	2,878百万円
評価性引当額	△32百万円
繰延税金資産合計	2,846百万円

繰延税金負債	
特別償却準備金	△15百万円
その他有価証券評価差額金	△40
繰延税金負債合計	<u>△56百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,789百万円</u>

## 企業結合等に関する注記

### 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- (1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

子会社ITCモバイル株式会社(携帯電話の流通販売キャリア認定ショップ 80店舗運営(直営店31店 運営委託店49店))

- (2) 企業結合の法的形式

吸収合併

- (3) 結合後企業の名称

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

- (4) 取引の目的を含む取引の概要

当社及び当社全額出資子会社であるITCモバイル株式会社は、事業統合シナジーにより当社グループの企業価値の増大を図ることを目的として、株式会社日立製作所の全額出資子会社である株式会社日立モバイルの移動体通信事業を、平成20年7月1日に会社分割(吸収分割)の方法により承継いたしました。なお、本件会社分割に際して、平成20年7月1日にITCモバイル株式会社は株式会社日立モバイルに対し、承継する権利の対価として、金7,562百万円を交付いたしました。また、同日付でITCモバイル株式会社を吸収合併しております。

2. 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引として会計処理を行っております。



関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ITCモバイル株式会社	東京都渋谷区	0	卸売業、小売業及びサービス業	直接100%	なし	—	資金の貸付	7,562	—	—

(注) 資金の貸付は、ITCモバイル株式会社が株式会社日立モバイルの移動体通信事業を会社分割(吸収分割)により承継する際、権利の対価として支払った金額を一時的に貸し付けたものであります。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三興メイビス株式会社	東京都新宿区	250	情報通信代理店・輸出入・小売	なし	なし	—	事業の譲受	598	—	—

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 事業の譲受の取引条件は、外部コンサルタントが算定した評価額を参考にして決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 144,100円10銭  
 1株当たり当期純利益 22,987円97銭

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月13日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大庭 四志次 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの、第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成21年5月18日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 監査役会

常勤監査役 菊 島 範 一 ㊟  
社外監査役 遠 藤 隆 ㊟  
社外監査役 大 滝 史 博 ㊟  
社外監査役 浅 倉 靖 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、「配当性向40%超」を株主還元の基本方針とし、業績及び経営環境を総合的に勘案して配当を行っております。第12期の中間配当としては1株につき金5,300円の配当を実施いたしました。第12期の期末配当としては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭とします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5,300円とします。  
なお、この場合の配当総額は、金589,206,300円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成21年6月19日とします。

### 第2号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度の功労に報いるため、当事業年度末日時点の取締役のうち社外取締役以外の4名に対し、当期純利益等の業績指標から報酬月額に乗数を決定する基準により算定した総額金27,498,400円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにしたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第88号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされています。このため、現行定款第7条（株券の発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
  - ③ 株式取扱規則において、株主の皆様の権利行使に関する手続きについて定めることを明確にするため、現行定款第8条（株式取扱規則）に「株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関する事項」の文言を追加するものであります。
  - ④ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
  - ⑤ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(3) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

( 下線部分が変更箇所となります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑦ (省略) (新設) (新設) ⑧ 前各号に付帯関連する一切の業務	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑦ (現行どおり) ⑧ 労働者派遣事業 ⑨ 有料職業紹介事業 ⑩ 前各号に付帯関連する一切の業務
第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を發行する。	(削除)
第8条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)の記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。	第7条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。
第9条 (株主名簿管理人) (条文省略) 3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	第8条 (株主名簿管理人) (現行どおり) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第10条～第30条 (条文省略)	第9条～第29条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条（剰余金の配当）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</li> <li>2. 当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</li> </ol>	<p>第30条（剰余金の配当）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</li> <li>2. 当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</li> </ol>
<p>（新設）</p>	<p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、2010年1月5日まで有効とし、2010年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

#### 第4号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する当社の株式の数
1	寺本 一三 (昭和23年11月14日生)	昭和46年6月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 同社通信ネットワーク事業部長 平成9年8月 当社代表取締役社長（現任） 平成11年4月 伊藤忠商事株式会社メディア事業部門長代行 平成15年7月 当社に転籍	35株
2	金子 信幸 (昭和25年7月19日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社メディア事業部門長代行兼ネットワーク・コンテンツ部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 伊藤忠商事株式会社メディア事業部門長 平成16年6月 同社執行役員 平成18年6月 当社に転籍 専務取締役営業第一部門・営業第二部門管掌（現任） 平成20年7月 当社営業第四部門管掌（現任）	20株
3	渡辺 厚志 (昭和24年6月3日生)	昭和47年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業・審査部長代行 平成13年7月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成15年1月 当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任） 平成15年7月 当社に転籍 平成19年4月 当社機能部門管掌（現任） 平成19年6月 当社専務取締役（現任）	25株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する当社の株式の数
4	前 泉 康 一 (昭和26年1月20日生)	昭和48年4月 安宅産業（現伊藤忠商事株式会社）入社 平成9年8月 当社取締役 平成12年4月 伊藤忠商事株式会社通信ネットワークビジネス部長代行 平成15年7月 当社に転籍 平成16年4月 当社取締役営業第二部門長 平成17年6月 当社常務取締役（現任） 平成18年6月 当社営業第三部門管掌（現任）	20株
5	新 宮 達 史 (昭和39年7月9日生)	昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年10月 同社モバイルビジネス部モバイル・メディア課長 平成16年4月 同社モバイル&ワイヤレス部モバイル・ネットワーク課長 平成19年4月 アシュリオン・ジャパン株式会社最高営業責任者 平成20年4月 同社取締役（現任） 平成20年5月 伊藤忠商事株式会社モバイル&ワイヤレス部長（現任；現モバイルネットワークビジネス部長） 平成20年6月 当社取締役（現任） 株式会社ナノ・メディア取締役（現任）	— 株

※ 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

※ 候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴記載のとおりであります。

※ 候補者新宮達史氏は、社外取締役候補者であります。

1. 新宮達史氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は、複数の会社の社外取締役を経験していること、当社の事業分野に対する深い知識を有していることから、当該経験・知識等を当社の経営に活かしていただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。

2. 同氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、また過去5年間に同社及び同社関連会社であるアシュリオン・ジャパン株式会社の業務執行者となったことがあります。

3. 同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終了の時をもって1年となります。

4. 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。

当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外取締役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役遠藤隆氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する 当社の 株式の数
遠藤 隆 (昭和27年9月17日生)	昭和57年4月 弁護士登録 市川法律事務所所属 平成9年5月 株式会社ファミリーマート監査役（現任） 平成9年7月 遠藤法律事務所設立 平成17年6月 当社監査役（現任）	一株

※ 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

※ 候補者遠藤隆氏は社外監査役候補者であります。

1. 遠藤隆氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は、過去に当社の社外監査役を4年間務め、当社の事業内容に精通しており、また、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。

2. 同氏が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるにもかかわらず、社外監査役の職務を適切に遂行することができる者と判断した理由は1.に記載のとおりであります。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が欠けた場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、菊島範一氏の補欠の監査役として予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する 当社の 株式の数
笠木 清 (昭和25年6月15日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年8月 同社通信ネットワーク事業部 平成13年2月 当社人事総務部長補佐 平成13年4月 当社人事総務部長 平成14年4月 当社仙台支店長 平成16年1月 当社に転籍 平成16年7月 当社内部監査部長 平成18年4月 当社人事総務部長 平成20年4月 当社人事総務部 平成21年3月 当社内部監査部（現任）	— 株

※ 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

※ 候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位及び担当は、略歴記載のとおりであります。

以 上

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
**【議決権行使サイトURL】** <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月17日（水曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2 以上またはNetscape 6.2 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。まずよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎0120-176-417（平日午前9時～午後5時受付）





## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 恵比寿ザ・ガーデンルーム（恵比寿ガーデンプレイス内）  
東京都目黒区三田一丁目13番2号
- 会場の交通機関
- JR 山手線・埼京線「恵比寿駅」東口より「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約10分
  - 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車。JR方面（1番）出口より「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約12分



※ 同施設内にあるザ・ガーデンホールではございませんのでご注意ください。